

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第

卷四十三第

行發日一月一年七和昭

新年特別號

非募債主義の考察……………法學博士 神戸 正雄

精神科學の新分類論吟味……………文學博士 米田庄太郎

景氣に於ける勢力の作用……………文學博士 高田 保馬

穀物專賣論……………經濟學士 八木芳之助

會計學の本質と其の問題……………經濟學士 蟠川 虎三

長期景氣波動の研究……………經濟學士 柴田 敬

魚食論……………法學博士 財部 靜治

經營經濟學に於ける認識目的の規範者……………經濟學士 大塚 一朗

貨幣價值安定より見クレヂットに就いて……………經濟學士 松岡 孝兒

徳川時代諸藩の國產會所に就いて……………經濟學士 堀江 保藏

商人排除の傾向に就て……………經濟學士 谷口 吉彦

經濟學の認識主觀としての實踐哲學者……………經濟學博士 石川 興二

土佐藩に於ける育子令に就て……………經濟學博士 本庄榮治郎

企業の競争……………經濟學博士 小島昌太郎

英米の所得稅……………經濟學博士 沙見 三郎

新着外國經濟雜誌主要論題……………經濟學博士 沙見 三郎

(禁 轉 載)

土佐藩の育子令について

本庄 榮治郎

一

我國徳川時代に人口制限の行はれ、この陋習矯正のため、各藩に於て育子令の發せられたことは周知の事實であるが、土佐藩に於ても亦このことが行はれた。この點について從來公にせられたものは種々あるであらうが、余の寡聞を以てすれば、先づ明治三十八年十一月刊行の吳文聰氏著「戦後經營人口政策」を擧ぐべきであらう。同書には寶曆九年七月の令、寛政十年三月、文政六年八月の令を掲げ、明治初年の令に及んで居る。また大正六年二月刊行の「高知慈善協會沿革史」にも右と同様の令を掲げ、明治以後の養院、誦々社、育兒會等の沿革を詳述して居る。最近入手した「皆山集」³⁾卷七十六には、以上の外尙二三の教諭令其他の記事を載せてゐるから、茲に之を紹介して人口問題研究の資料に供したいと思ふ。

二

先づ寶曆九年閏七月の令を載せてゐるが、その本文は左の如くである。これは大昌院山内豊敷¹⁾のときである。

1) 拙著「人口及人口問題」参照
2) 寫本、土佐史料卷310、救濟の部に出づ

「一、古へ貧窮にて數子を養ひ候儀難相成者は、子出生之後又は胎内にても殺捨候事有之、且養ひの憂なき輩にもまゝ有之事に候。然に習俗と成候ては、右等之仕形も不思憚候様成行候。誠に天道を不恐義、人たる者之致間敷事に候。

一、二子三子を産候者有之時は耻辱成事として押隠し、或は其子を殺し候事も有之候。素より繁榮之儀にて、全忌嫌候譯は無之候。下賤之者不辨道理故とは申ながら、天之助を捨候段愚昧之至可恐事に候。

右之條々捨義理背人道事共に候、於國內決而無之様に屹度可慎守者也」

次は天明八年六月二十二日の靖徳院(山内豊雍^{チカ})の書付である。それには

「凡萬物之中、人ほど尊きものなし。其尊き人に生れんとする子を、近來胎死、月たらずなどと取上さるものも有之と聞ゆ。誠に不慈不仁是より過たる事なし。若少しにても貫ひたる子を殺せば、子殺として重き刑罰ある事、皆人知れる事也。其罪にひとしき事をなすも、畢竟流俗に隨ひ道理を辨へざる故也。以來いづれも本心に立かへり厚慎むべし」

とある。文政六年八月の分は十二代豊資のときに發せられたものである。これは前述の諸書に見えて居るが、寶曆九年の教諭令の趣旨を更に觸示したものである。

降つて天保十三年三月更に次の如き埋葬令が發せられ、其際にも寶曆九年の教諭令が繰返し達せられたといふ。

「出生之子胎死或は七夜に不滿中致病死候時は、屋敷内へ葬方いたし候族も不少趣相聞、心得違之事に候。向後赤子たり共死失之儀、時々達出墓地へ手輕可相葬候」

三

「皆山集」には以上の外、尙「茗山雜記」の記事を引用してゐる。それには

「延寶五己年豊昌公御留守年也。六月十八日伊達兵部殿破召仕女中産前に付、産致す共、子は介不申筈に付、町方より右之首尾致す老女壹人兼而申付置遣し申筈の由、安藤彌兵衛被申聞、御預り人之儀に付兼て従公儀被申付、定之通首尾致す様市川

權大夫伊藤太右衛門伊藤八郎左衛門を會所へ呼、念を入其旨申渡様にと云々。八月九日産の事有、子は胎死と云々。章行云、或老人に聞、此以前は壓死すとも甚穢密にして尤たまゝの事なりしに、兵部殿召仕女數人ありて、産する事度々あり、其度毎に揚婆に内諭壓死なきしめしより自然盛に立至り、後々は通例の様に思ひ取斗事とはなりぬ云々。此壓死の墓は吸江山中兵部墓の乾の方山下に有、伊達兵部□□息墓延寶五□□年八月九日とあり、是其一なるべし。』

とあるが、これが果して間引流行の起源なりや否やは頗る疑問であらうと思はれる。また次の如き記事があつて、土佐に於て一般に間引の行はれてゐた一傍證とも見られる。即ち曰く

『島崎又四郎は本布師田の農家より出たり。同姓彼村に繁昌して數軒有りとそ。足輕より下横目になり、名字唱となる。此家風美事多し。一門生れ出る子を不舉者なし。後の交りに種崎に近族あり。其者へ常にいましめしは、いか程貧乏するとも生れ來る子は殺すべからずと云けるに、此ものも、うけかひ居たるに後に、一と度又四郎に隠して子を舉ざる事有しに、其者船乘商賣する者にて年經て瀬戸内へ行て、藝劔廣島に至ぬ。能き序なれば、宮島に詣んと志して其夜宿を借りて居たるに、出雲國の者に參詣を志して同宿せしに、夜中に至て俄に主に斷て宿を替ぬ。不審に思ひて尋ぬるに主の語りけるは宿願の事によりて、はる／＼出雲より爰に來るに土左の人と不斗今夜同宿せり。土左の人は生れ來る子を殺すと云へば、其國の人と同宿しては明日御宮に詣ん事、憚りありとて宿を替ぬと語りし。此商人出雲の人語り聞て先年の事を思ひ出し、此度は神詣を止て家に歸り、又四郎に謝して後行を改めぬと云事等記したる小冊子あり。(中略)右冊子御覽ありたるか、靖徳院様或時此事を被仰出、風俗とは申しながら是非もなき事也。實に國主の耻辱此上なしとて御落涙被遊しと、直に承りぬと、往年馬詰氏權之助被語しを宮崎高門承りぬと有り。』

四

土佐藩に於て發せられた教諭令については上述の如くであるが、それ等は何れも嬰兒壓殺若くは墮胎の人道に反することを説きしものであつて、精神的教諭を述べたに止まつてゐる。他の各藩に於てはそれと同時に育子米金施與の方法に採つたものが少くないが、土佐藩に於ては果して

かゝる物質的援助の方法が行はれたか否やは、猶明かでない。少くとも以上の史料だけでは寧ろ消極的に解釋せざるを得ない。

明治二年十一月には次の如き布告が發せられた。即ち

『土地の風俗に寄、生子を不舉の惡習有之、畢竟欲心の爲に愛情を奪はれ、人道を取失ひ禽獸にも劣ると雖とも却て不怪に至れり。就ては先年養徳院様御仁心を以、右惡習御嚴禁被仰出候得共、猶不相改の弊も有之哉、實に苦々敷次第に候。依て此度知事様深く御痛心被遊、養院御取立之御詮議有之右御仕様相立候迄出生の小兒養育方難澁の者へは相應政府より御扱可被仰付筈に候得共、近來御入費多端の折柄に付、時宜に寄、知事様御家祿を奉始、士族以下農商に至る迄、相當の出錢被仰付儀も可有之候。孰も右御趣意奉引受、市中郷浦之者は地下役共常々相諭、惡習屹度相改候様可取計、以後地下役共盡力の精不精をも御糺被仰付、若し不心得の輩有之、人道を取失候者は嚴敷違穿鑿死刑に可被處候條、御趣意堅可相守事』

時の知事は山内豊範であるが、茲に養院創設の計劃となり、献金を申出づるものも多かつた。やがて誂々社の設立を見るに至つたことは注意すべき事柄であるが、其等維新以後に屬する事件は、他日機會を得て之を述べたいと思ふ。